

科学研究費助成事業（科研費） の不正使用・不正行為について

令和4（2022）年7月

文部科学省研究振興局
学術研究推進課



文部科学省

研究機関による「科研費」の管理～機関管理～

研究費は採択された研究課題の研究代表者に対して交付されますが、研究の実施に専念してもらうため、**研究機関が責任をもって管理**することとしています。

- 研究者使用ルール(補助条件(交付条件))
 - ・ 研究機関に各研究機関が行うべき事務等に従って補助金(助成金)の管理を行わせる
- 機関使用ルール(各研究機関が行うべき事務等)
 - ・ **研究者に代わり、補助金(助成金)(直接経費)を管理する**。本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、**各機関が定める規程等に従って適切に行う**

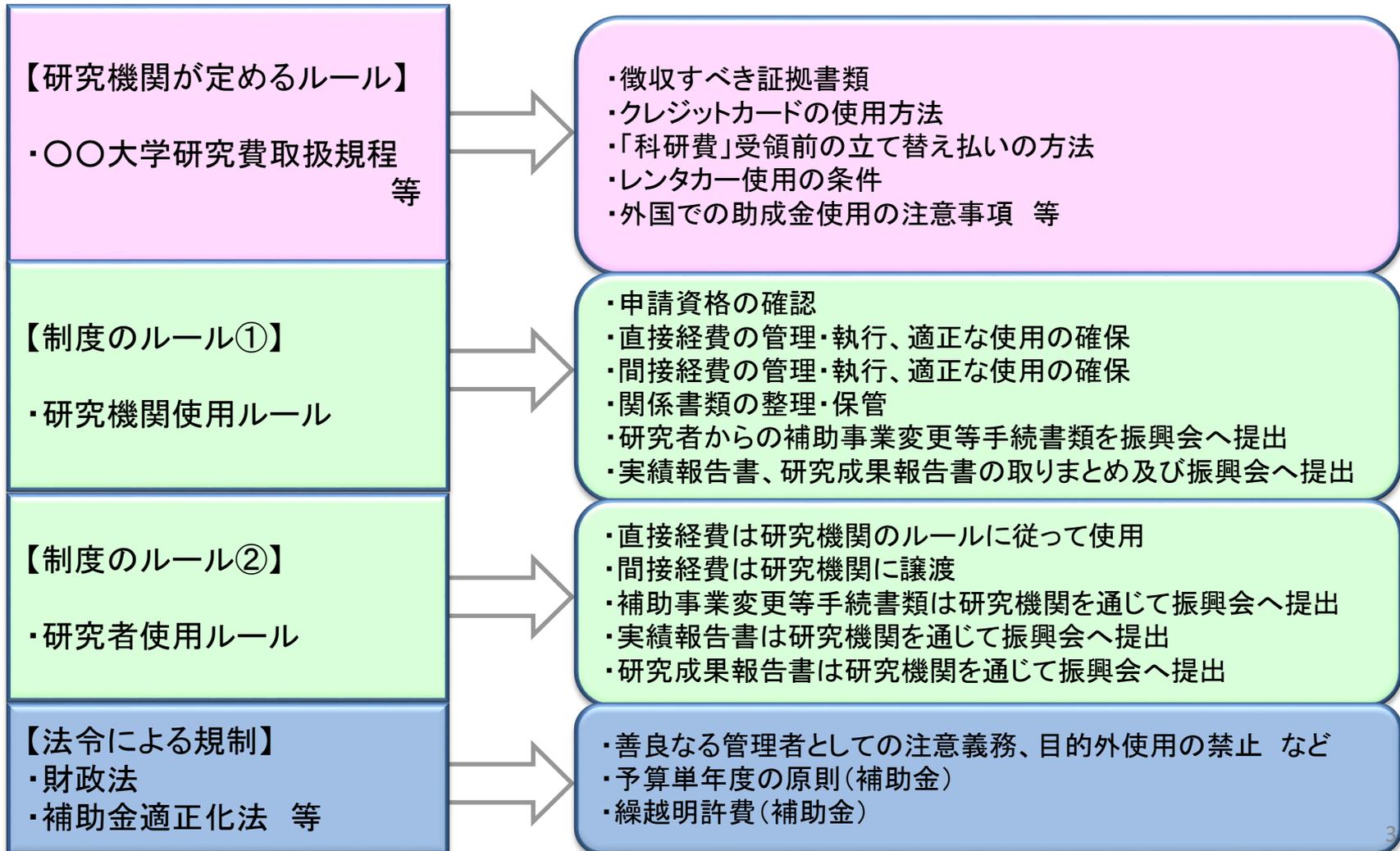


研究機関が自ら定める科研費に関するルールが、直接経費の使い勝手に大きく影響している。

平成29年3月24日付けで、文部科学省高等教育局、研究振興局の連携により、研究費の管理・使用に係る「大学等における過度の“ローカルルール”の改善」に向けた事務連絡を发出。
文科省HP掲載箇所 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1222251_02.pdf

使用ルールの階層構造

科研費の使用ルールの階層構造は以下のとおりです。法令による規制があり、その上に、科研費制度のルールがあり、更にその上に各研究機関が定めるルールがあります。



研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

不正行為等

不正行為

発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
(平成26年8月 文部科学大臣決定)

ねつ造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

盗用

他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

最長10年の
資格停止

不正受給

別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行うなど、偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給すること

最長5年の
資格停止

不正使用

架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと

最長10年の
資格停止

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」
(平成19年2月 文部科学大臣決定(令和3年2月改正))

不正使用の具体事例①

【カラ謝金、カラ出張、旅費の水増し請求】

不正の手法

- 当該教員は、指導学生に対して架空の勤務日時間を出勤表に記載させ、研究補助の業務を実施したように装った。また、機関から振り込まれた謝金を現金で手渡すように指示し還流行為を行った。
- 当該教員は、自身の出張に関するカラ出張、宿泊日数や交通手段の虚偽申請・報告により現金を得ていた。その他、指導学生にも同様の手法で旅費を支出し、現金を手渡すように指示し還流行為を行った。また、出張実態があるものについても、学生へ支払われた旅費は一旦全額還流し、実費額を報告させ、実費額を渡すことによる還流行為も行った。

不正の発生要因

- 当該教員は、機関が受講を義務付けたコンプライアンス教育や研究倫理教育を受講・修了しているほか、不正使用を行わない旨の誓約書を提出しているにも関わらず、今回のような研究費の不正使用及び不適切な行為を行っており、当該教員の研究倫理及び行動規範遵守の意識の欠如があった。また、研究指導をする当該教員とそれを受ける学生という関係性において、学生がその指示を拒否するという雰囲気が生じにくくなっており、組織としての啓発活動が不十分であった。
- 当該機関では、謝金、旅費とも事務部門等による実態確認が必ずしも充分とはいえなかった。

【目的外使用】

不正の手法

- 当該職員は、私的使用目的の物品を大学名義で業者に発注し、業者からの見積書等に記載してあった物品名等を、学内で使用する品目に書き換え、自らが起案した支出負担行為決議票等に添付し、決裁を経て公金を支出し、私的な物品を購入した。
- 当該職員は、備品等の修理が必要となった場合に教員から事務局に提出される物品修理要求書について、教員名を記載した当該要求書を偽造し、自らが起案した支出負担行為決議票等に添付し、決裁を経て公金を支出し、私的な物品を購入した。

不正の発生要因

- 購入しようとする物品について、支出負担行為決議において、購入の目的等を特に確認しないなど、審査が不十分であった。要求書の添付がなく、要求者が不明な状態でも、購入を認めていた。物品修理要求書の偽造が容易であった。
- 納品があった際には、担当係内の手の空いている者が確認及び受取りを行っており、起票者以外の職員が行うことが徹底されていなかった。検査員による検査が、書類検査のみで現品確認を行わないことが多く、不十分であった。

○研究機関における不正使用事案

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要 （令和3年2月改正 文部科学大臣決定）

改正の背景

- ガイドラインに基づく管理・監査体制については、各研究機関において土台となる基本的体制が整備され、不正防止の取組が行われてきたが、**依然として様々な形で研究費不正が発生し続けている。**
 - 【件数】平成26年度のガイドライン改正後も、研究費不正の認定件数は毎年10件程度で推移
 - 【種別】「物品・役務」の不正が減少する一方、「謝金・給与」及び「旅費」の不正が増加傾向
 - 【要因】①**不正防止のPDCAサイクルの形骸化**、②**組織全体への不正防止意識の不徹底**、③**内部牽制の脆弱性**
- 我が国の科学技術・学術の発展のためには、**研究費不正を起こさせない環境を構築し、不正を根絶することが急務。**

改正の内容 ～研究費不正根絶のために～

- 研究機関全体の意識改革を図り、**研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成**するために、以下の3項目を柱に**不正防止対策を強化**。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、**従前のガイドラインの記述の具体化・明確化**を図る。

<不正防止対策強化の3本柱>

ガバナンスの強化

～不正根絶に向けた最高管理責任者の
リーダーシップと役割の明確化～

- ✓ **最高管理責任者**による不正根絶への強い決意表明と役員会等での審議の要件化
- ✓ **監事**に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化
- ✓ 効果的な内部統制運用のため**不正防止のPDCAサイクルを徹底**
【不正防止計画への内部監査結果の反映等】

意識改革

～コンプライアンス教育・啓発活動による
全構成員への不正防止意識の浸透～

- ✓ **統括管理責任者**が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ✓ 不正根絶に向けた**啓発活動**（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化
- ✓ 啓発活動は、**コンプライアンス教育と併用・補完**し内部監査の結果など認識の共有を図る

不正防止システムの強化

～監査機能の強化と不正を行える
「機会」の根絶～

- ✓ **内部監査**の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画を要件化
- ✓ **監事・会計監査人・内部監査部門**の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化
- ✓ コーポレートカードの利用等、**研究者を支払いに関与させない支出方法の導入**等

整備

各研究機関：令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付け、各機関で再点検を行い体制整備を推進
文部科学省：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準） 骨子

第1節 機関内の責任体系の明確化

- (1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 ※最高管理責任者及び統括管理責任者の役割を追加
- (2) 監事に求められる役割の明確化 【新設】

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） ※啓発活動を新設
- (2) ルールの明確化・統一化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置 ※不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携の強化
- (2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施 ※不正防止計画へ内部監査結果を反映させることを追加

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

- ※コーポレートカードの利用等による不正防止対策の強化

第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

- ※内部監査における専門的知識を有する者（公認会計士等）の活用
- ※監事・会計監査人・内部監査部門の連携
- ※内部監査結果の周知と機関全体としての再発防止の徹底

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方

第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応

不正使用や不正受給を行った者及びそれに共謀した者や善管注意義務に違反した者については、不正の程度により、下表のとおり科研費への応募資格制限が課されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

○交付しない期間の扱いについて 【不正使用、不正受給】

不正使用及び不正受給に係る交付制限の対象	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により補助金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

1. 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
2. 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

(出典：独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて)

研究活動における不正行為の具体事例①

【捏造、盗用】

不正事案の概要

- 当該教員は、口演資料において、当該発表内容と関連のない論文のデータを盗用し、実験条件、使用試薬が全く異なる画像として掲載した。
- 当該教員は、論文において、実在しない実験データを実施した実験データのように扱い記載した。

不正事案の発生要因

- 当該機関では、毎年実施している研究倫理教育講習会等において全研究者へ説明しているが、当該教員において研究を実施するにあたり法令等遵守や公正な研究活動を遂行する自らの規律が欠落していた。また、研究データの保存を義務付けているものの保存状況のチェックができていなかった。
- 口演資料は、当該教員が一人で作成し、発表前の研究室内での予行演習は行われたものの、生データの確認などが行われていなかった。
- 論文投稿にあたり全ての共著者に実験データの生データ実験ノート等のチェックを依頼すべきであったが、当該教員は責任著者として自覚及びなすべきことの理解不足で怠った。
- 当該機関において、研究倫理教育を実施していたが、当該教員に適切な理解させることができていなかった。

研究活動における不正行為の具体事例②

【捏造、改ざん】

不正事案の概要

- 当該教員は、キャプションに事実と異なることを記載するなど、自説を有利に後押しし、かつ、研究分野の特性上ミスとは考えられない、故意による捏造・改ざんを行った。
- 当該教員は、東西方向と南北方向の縮尺が実際と大きく異なるにもかかわらず、そのことが明記されない地形図を断りなく歪んだまま利用するなど、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造・改ざんを行った。

不正事案の発生要因

- 当該教員は、研究公正に関する研修を受講していなかった。
- 当該教員は、論文の作成過程を通じて、事実についての十分なチェックを行わなかった。
- 論文作成過程において、当該教員が自身の研究を含めて先行研究を軽視し、またそれに関する情報収集・事実確認を怠った。
- 共著者に原稿を投稿前に見せずに投稿するなど、論文の作成過程で最も基本的な作業を軽視する当該教員の習慣が不正の温床になった。
- 共著者としての責任に関する理解が共同研究者や研究協力者に浸透していなかった。

○文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案(一覧)

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360847.htm

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン【概要】

～不正行為に対する研究者・科学コミュニティ、研究機関の責任の観点から～

【不正行為に関する基本的考え方】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。**不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。**
- 不正行為への対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。
- 大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わる**ことにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう**対応の強化を図る**必要があるため、特に、組織としての責任体制の確立による**管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組**を推進。

研究者・科学コミュニティの責任

【研究活動】

- 観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づき新たな知見を創造
- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへの公開

【研究者の責任】

- 責任ある研究の実施**
 - ・研究活動の本質を理解し、それに基づく**作法や研究者倫理を身に付ける**
 - ・共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
 - ・**研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底**
- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において、科学的根拠を示して説明

【科学コミュニティの責任】

- 各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味し、評価することを通じて、**品質管理を徹底**
- 不正行為の範囲・定義**について、各研究分野の状況等を踏まえ、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で**明確化**し、当該不正行為が発覚した場合の**対応方針を提示**

違反に係る研究者に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請制限**
(競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする)
- 所属研究機関の組織内部規程に基づく処分

大学等の研究機関の責任

【組織としての責任体制の確立】

- 管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組**の推進
 - ・不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する**規程・体制の整備・公表**
 - ・実効的な取組推進(研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取組む)

【不正の事前防止に関する取組】

- 不正行為を抑止する環境整備
 - ・**研究倫理教育の実施**
 - ✓大学: 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施。
 - ✓大学等の研究機関: 研究倫理教育責任者の配置。広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。
 - ✓配分機関: 競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
 - ・**一定期間の研究データの保存・開示の義務付け**

【不正事案への対応】

- 特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)の告発受付、事案調査、調査結果の公開
 - ・**調査への第三者的視点の導入(外部有識者半数以上。利害関係者排除)**
 - ・各研究機関における調査期間の目安の設定
 - ・調査の公正性等に関する不服申立ては調査委員を交代・追加等して審査

違反に係る研究機関に対する措置

- 間接経費の削減**
 - ・体制不備が認められた研究機関に「管理条件」を付し、その後、履行が認められない場合
 - ・正当な理由なく調査が遅れた場合

不正行為に関与した研究者や不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等に責任を負うと認定された研究者については、不正行為の程度等により、下表のとおり科研費への応募資格が制限されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

○交付しない期間の扱いについて【不正行為】

不正行為への関与に係る分類		学術的・社会的影響度 行為の悪質度	制限期間	
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者(上記「ア」を除く)	当該論文等の責任著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3～5年
		当該論文等の責任著者以外の者		2～3年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者(上記「ア」を除く)			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年	

※論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

(出典: 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて)

科研費の研究活動に参画する研究者は、以下の
①または②の受講等が必須。

①次のような研究倫理教育に関する教材の
通読・履修

- **Green Book**
- **eL CoRE**
- APRIN eラーニングプログラム
(eAPRIN(旧 CITI Japan)) 等

②「研究活動における不正行為への対応等に関する
ガイドライン」を踏まえて研究機関が実施する研究
倫理教育の受講

科研費における研究倫理教育プログラムの受講等(2)

1. 令和5年度新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者

令和5年度科学研究費助成事業の新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者は、交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をあらかじめ行っておくことが必要です。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等についてよく確認をしてください。

2. 令和5年度に継続が予定されている研究課題の研究代表者、研究分担者

研究倫理教育の受講等については、所属する研究機関によく確認をしてください。

ただし、令和5年度科学研究費助成事業で新たに研究分担者を追加する場合、研究代表者は、当該研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったか確認する必要があります。

その際、研究分担者は、交付申請前まで(交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで)に、研究倫理教育の受講等を行う必要があり、受講した旨を研究代表者に報告してください。

日本学術会議 提言

「研究活動における不正の防止策と事後措置－ 科学の健全性向上のために－」(平成25年12月26日)

「すべての研究者が不正行為や利益相反への対処を含めた『科学者の行動規範』を学習し、それに基づいて行動するように、研究機関や学会等において研究倫理に関する研修プログラムを開発して実施することが必要」

日本学術会議
の連携・協力

日本学術振興会

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(通称:**Green Book**) を編集・出版

- 研究者が知っておくべき事柄や研究の進め方などの基盤知識をとりまとめ
- HP (<https://www.jspss.go.jp/j-kousei/rinri.html>) でテキスト版もダウンロード可能

英語版

(平成27年5月)



日本語版

(平成27年3月)

(構成)

- I 責任ある研究活動とは
- II 研究計画を立てる
- III 研究を進める
- IV 研究成果を発表する
- V 共同研究をどう進めるか
- VI 研究費を適切に使用する
- VII 科学研究の質の向上に寄与するために
- VIII 社会の発展のために

「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」(*Green Book*)をもとにした「研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE])」を提供(日本語版、英語版)

<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsp/top.aspx>



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会



受講者ログイン/
Enrollee Login

User ID

Password

ログイン(Log in)

ユーザID・パスワードを忘れた場合はこちら
Forgot your User ID or password?
管理者ログインはこちら

HOME

新規登録(個人)/
New Registration
(individuals)

新規登録(団体)

推奨環境/Requirements

操作マニュアル/
Course Manual

よくあるご質問

研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]

研究倫理eラーニングは、『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』をもとに、時間と場所を選ばずに研究倫理を学修できるよう作成したeラーニング教材です。

Japanese

English

本eラーニングは、人文学・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者が、どのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといったことについて、エッセンスになると思われる事柄を整理しまとめたものです。研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されています。

【本eラーニングの特長】

■特長1

どなたでも無料で受講できます。



受講にあたって年齢・学歴・職業・資格等の条件はありません。個人での受講登録は [こちら](#)

■特長2

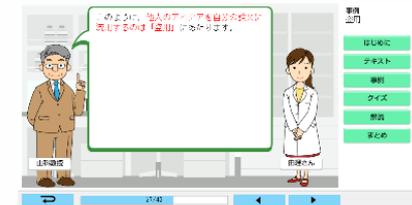
団体受講・管理が可能です。



複数名の受講を一括申込できます。管理者は受講者の進捗状況を専用画面でチェックできます。団体の受講登録は [こちら](#)

■特長3

事例で学ぶため、理解が深まります。



平均所要時間は約90分です。アニメーションをメインとした教材で、修了すると修了証書が発行されます。

令和3年度科研費実地検査の結果

(1) 科学研究費助成事業実地検査の目的

- 研究機関における科研費の機関管理の実態及び不正防止への取組状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うことにより、**研究機関に対して科研費を管理する機関として必要な体制の整備を求める。**
- 研究機関の**科研費担当者の科研費の適正管理に対する意識向上**を図る。
- 実地検査結果の分析や、研究機関との科研費制度に関する意見交換の実施により、**科研費制度改善の一助**とする。

(2) 令和3年度の実施研究機関数

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響のためオンラインにより実施

○37研究機関(※)

国立大学…10機関

公立大学…4機関

私立大学…13機関

大学共同利用機関法人…1機関

(地方)独立行政法人・国立研究開発法人…2機関

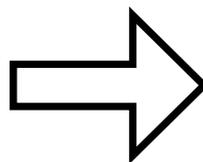
その他(公立研究機関、財団法人)…7機関

※科研費の交付を受けている、又は交付を受けたことのある研究機関を対象として、以下の選定方針により一定数について実施。

- ・過去の不正等による返還等に伴い再発防止策の実施状況を確認する必要がある研究機関
- ・過去の実地検査で指摘を受け、その改善状況を確認する必要がある研究機関
- ・その他、実地検査を実施する必要があると文部科学省又は日本学術振興会が判断した研究機関

(3) 主な検査事項

- 科研費の応募資格等に関する事項
- 科研費の事務手続等に関する事項
- 科研費の執行管理に関する事項
- 研究機関における不正を防止するための体制等に関する事項



※実地検査の結果は文書で通知。

※特に、「法令、科研費に係る規程等、ガイドラインに抵触している疑いがあるなど**早急に改善すべき**」指摘は、**期限を切って改善状況について報告を求めます。**

令和3年度科研費実地検査における指摘事例

【発注及び検収に対する事務体制の不備（21機関/37機関）】



主な指摘内容

- ・立替払いや研究者発注などにおいて、学内規程と実際の運用が乖離、あるいは規程等がなく運用のみで行っており、当事者以外によるチェックがなされていない。
- ・ソフトウェアのダウンロードや英文校正などの役務契約などにおいて、規程等に基づかず運用のみで検収、あるいは検収自体を行っていないため、当事者以外によるチェックがなされていない。

参考

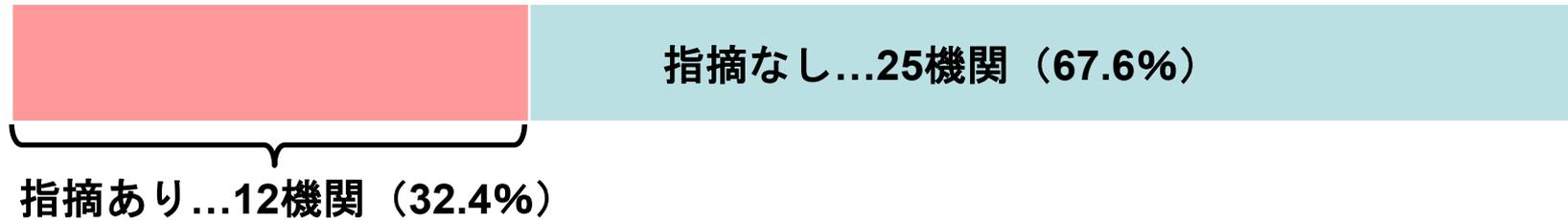
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」より抜粋
発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。
- ・「機関使用ルール」より抜粋
購入物品の発注、納品検収、管理について、(中略)研究機関が適切に行うこと。

改善のポイント

- ・発注した当事者以外によるチェックが行われるよう、機関として実効性のある明確な発注及び検収体制の構築・見直しを適切に行ってください。
- ・発注及び検収は、使用ルールを遵守した上で、使用ルールに定めのない事項については、研究機関で定める会計規程等に従って適切に行ってください。

令和3年度科研費実地検査における指摘事例

【人件費等を支出するための事務局の関与等の不足（12機関/37機関）】



主な指摘内容

- ・人件費や単発的な役務に対する謝金について、研究機関の事務部門による、雇用者・作業員にかかる勤務実態確認が行われていない。

参考

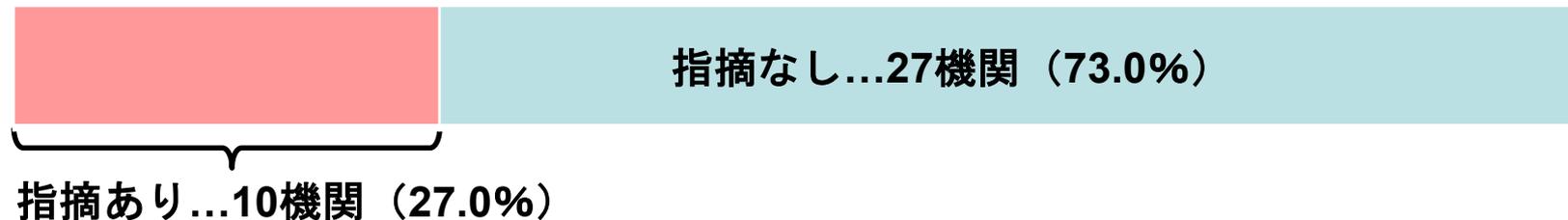
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」より抜粋
非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要。
- ・「機関使用ルール」より抜粋
研究協力者の雇用に当たっては、研究機関が採用時に面談や勤務条件の説明を行い、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結するとともに、研究機関が出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行うなど研究協力者の勤務状況について適切に管理して給与等を支給すること。

改善のポイント

- ・勤務状況の確認については、**研究室のみに任せるのではなく、研究機関として実態を把握**できる体制を整備してください。

令和3年度科研費実地検査における指摘事例

【特別監査の実施内容が不十分（10機関/37機関）】



主な指摘内容

- ・特別監査は、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする事となっているが、実施されていない。

参考

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」より抜粋
不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- ・「機関使用ルール」より抜粋
実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい。）については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする事。

改善のポイント

- ・特別監査では、事実関係の厳密な確認などを行う必要があります。手法としては納品後の物品等の現物確認や取引業者の帳簿との突合、出張における宿泊先や打合せ相手先への確認、非常勤勤雇用者への勤務実態ヒアリングなどが考えられます。

【その他の主な指摘事例】

- ・換金性の高い物品において、適切な管理がなされていない。【6機関(16.2%)】
- ・競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員からの誓約文書等の徴収について、全ての構成員から徴収していない。【6機関(16.2%)】
- ・複数の科研費、研究費制度による共用設備の購入について、購入の実態があるにもかかわらず、研究者が異動した場合の取扱いを事前に定めていない。【5機関(13.5%)】
- ・複数の会計手続において、学内規程等が定められていない、又は規程等と実際の運用が乖離しており、研究機関が定める規程等に従って適切に管理が行われていない。【5機関(13.5%)】
- ・謝金等の単価設定にかかる規程等が定められていない。研究機関内で単価の統一性が図られない可能性があり、支出額の妥当性について説明責任が果たせない恐れがあると懸念される。【5機関(13.5%)】
- ・旅費の支出において、規程等に基づかない、又は事実確認が十分になされないまま支出されている。【4機関(10.8%)】
- ・コンプライアンス教育について、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して実施していない。【4機関(10.8%)】